

事 務 連 絡

令和6年10月16日

岡 坂 直 寛 様

国立大学法人北海道大学

法人文書（写）の交付について

令和6年10月2日付け海大第1－11－1号で開示決定しました下記の法人文書（写）を交付いたしますので、ご査収願います。

記

I. 令和5年度第4回

- (1) 次第
- (2) 資料4
- (3) 参考資料1
- (4) 参考資料2
- (5) 参考資料3
- (6) 参考資料4
- (7) 参考資料5
- (8) 参考資料6
- (9) 令和5年度第4回研究インテグリティ委員会 議事要旨

II. 令和6年度第1回

- (10) 次第
- (11) 参考資料1
- (12) 参考資料2
- (13) 参考資料3
- (14) 参考資料4
- (15) 参考資料5
- (16) 参考資料6
- (17) 令和6年度第1回研究インテグリティ委員会 議事要旨

以 上

【本件担当】

国立大学法人北海道大学

総務企画部総務課文書情報管理担当

〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目

電話：011-706-2090（直通）FAX：011-706-4870

E-mail：bunsho@general.hokudai.ac.jp

令和5年度 第4回研究インテグリティ委員会

日 時：【1日目】令和6年3月26日（火） 13：00 ～ 15：00

【2日目】令和6年3月27日（水） 9：00 ～ 11：20

場 所：事務局2階 大会議室

【議題】

1. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供に係る審査について
(工学研究院：1件)・・・・・・・・・・資料1－1～4
2. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供に係る審査について
(工学研究院・電子科学研究所：1件)・・・・・・・・・・資料2－1～4
3. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供に係る審査について
(情報科学研究院・医学研究院・大学病院：1件)・・・・・・・・・・資料3－1～5
4. 「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」について・・・・資料4

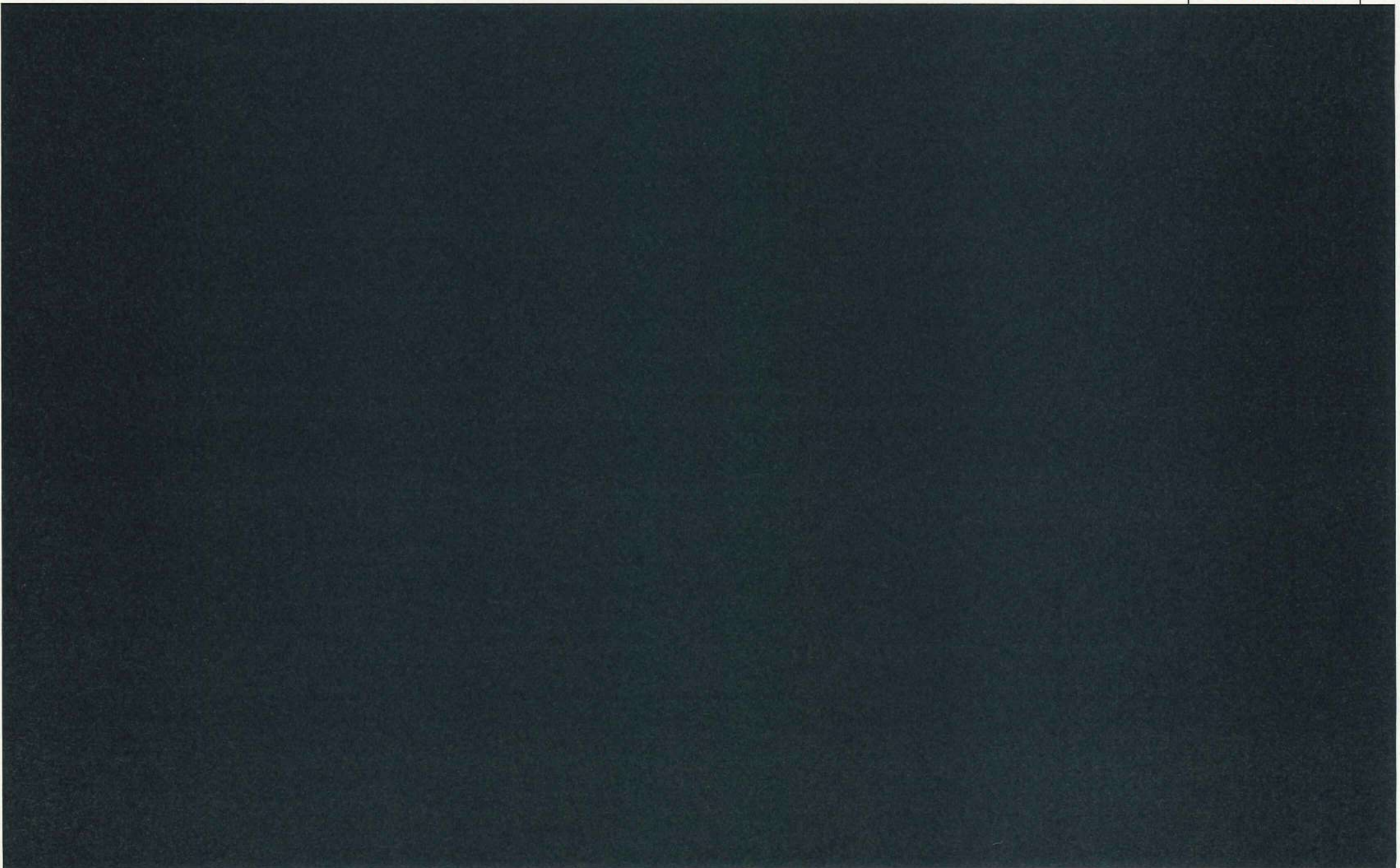
(参考資料)

1. 研究インテグリティ委員会委員名簿
2. 国立大学法人北海道大学研究インテグリティ委員会規程
3. 北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針
4. 国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い
5. 国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱いについて（通知）
6. 「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に係る審査要領

「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」について

資料 4

機密性 2 情報
(学内限定情報)



2. 審査時期について

3. 審査書類について

関係資料

- スライド 5 : 防衛装備庁からのプレスリリース抜粋 (R5.8.10)
- スライド 6 : 採択後の状況 (R6.3時点)
- スライド 7 : メディアからの反応 (R6.3時点)

防衛装備庁からのプレスリリース抜粋（R5.8.10）

（お知らせ）

令和5年8月10日
防 衛 省

令和5年度安全保障技術研究推進制度採択研究課題について

令和5年度安全保障技術研究推進制度において、外部有識者により構成する安全保障技術研究推進委員会の審査を経て、次のとおり新規採択研究課題を決定しましたのでお知らせいたします。

- 1 令和5年度公募の概要
- (1) 公募期間 令和5年1月27日から5月9日まで
 - (2) 応募件数 119件
- 2 令和5年度採択研究課題
- (1) 採択件数 23件（大規模研究課題：10件、小規模研究課題：13件）
 - (2) 研究課題の概要、研究代表者所属機関及び分担研究機関※1は別紙第1のとおり
 - (3) 所属機関別内訳
 - ・大規模研究課題
 - 研究代表者所属機関：大学等※2 2機関、公的研究機関※3 1機関、企業等※4 7機関
 - 分担研究機関：大学等2機関、公的研究機関2機関、企業等5機関
 - ・小規模研究課題
 - 研究代表者所属機関：大学等3機関、公的研究機関7機関、企業等3機関
 - 分担研究機関：公的研究機関1機関、企業等1機関

3 令和5年度審査に係る委員
別紙第2のとおり

※1 「分担研究機関」とは、研究分担者が所属する機関のうち「研究代表者所属機関」以外のものをいう。
※2 「大学等」とは、大学、高等専門学校又は大学共同利用機関のことをいう。
※3 「公的研究機関」とは、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人及び地方独立行政法人のことをいう。
※4 「企業等」とは、民間企業や研究を主な目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人等のことをいう。

別紙第1

令和5年度採択研究課題

【大規模研究課題（タイプS）：10件】

研究課題名	概要	研究代表者所属機関 （研究代表者名）	分担 研究機関
層状無機固体の精密構造制御に基づく新規プロトン伝導体の創製	本研究では、プロトン伝導を担うゲスト層と骨格を担うホスト層とを分離して設計できる電解質としてナノシート積層膜に注目し、燃料電池の電解質として機能するかを原理検証とその基礎技術を開発するとともに、ナノシート積層膜に基づく新しい機能を創出する。	熊本大学 （伊田 道太郎）	—
災害医療対応・外傷処置・外傷手術XR遠隔支援システムの開発	本研究では、災害やテロ等の現場での被災者医療対応において、メタバース※1内に被災者および被災地医療デジタルツイン※2を半自動生成し、そのデジタルツインを通して現場医療者と遠隔地の医療者が協力して最適な医療対応ができるシステムを実現する。	北海道大学 （近野 敬）	—
パワーデバイス冷却機能強化を指向したダイヤモンドウェハ大型化	本研究では、高耐圧素子の冷却能力を飛躍的に向上させる高熱伝導かつ高耐圧な放熱板を実現するため、熱伝導率に抜群的物性値を有するダイヤモンドを利用したウェハの大幅積化に取組む。また、結晶成長技術、プロセス、評価技術と共に、冷却能力の最大化を目指す。	産業技術総合研究所 （山田 英明）	大学等：1 企業等：2
計算力学とゲームAIを応用したOODA意思決定・制御の研究	本研究は、複数無人機の運用者支援のため、リスク観測・状況判断・計画決定・実行のOODA※3ループを自律化する研究である。計算力学とゲームAIを応用した階層型自律アーキテクチャ※4とデータモデル※5で、学習軽量化、意思決定の冗長化、判断根拠の見える化を目指す。	クラスターダイナミクス（株） （高岡 秀年）	—
超短パルスレーザを用いたCBRNE検知ライダシステムの開発	本研究では、超短パルスレーザを用いた多光子励起によって発生する共鳴ラマン散乱※6の現象を明らかにするとともに、本原理に基づく広域遠隔検知技術の実現に向けた基礎研究を行い、CBRNE※7災害に対処できる新たなライダ技術※8の確立を目指す。	（株）四国総合研究所 （朝日 一平）	企業等：2

※1 メタバース：多人数が自由に行動できる、通信ネットワーク上に構築された三次元の仮想空間のこと。
※2 デジタルツイン：現実世界に実在するものを、サイバー空間上に表現する先進技術のこと。
※3 OODAループ：Observe、Orient、Decide、Act のプロセスを繰り返す意思決定方法。変化の予測が困難な状況で用いられる。
※4 階層型自律アーキテクチャ：自律化の意思決定に階層構造の要素を取り込んだアーキテクチャ。
※5 データモデル：この場合、学習情報を意思決定階層の視点に応じたデータ構造に格納したもの。
※6 共鳴ラマン散乱：物質を励起した際に生じる散乱現象の一つ。物質ごとに固有の波長の散乱が生じる。
※7 CBRNE：Chemical、Biological、Radiological、Nuclear、Explosive
※8 ライダ技術：通常の場合は、レーザ光を照射して、その反射光情報を用い、対象物までの距離やその性質などを計測する技術。

令和5年度採択研究課題

【小規模研究課題（タイプA）：5件】

研究課題名	概要	研究代表者所属機関 （研究代表者名）	分担 研究機関
マルチ機能を持つ軽量・高強度マグネシウム合金の基礎構築	研究代表者が開発した、高熱伝導性・高強度・高延性・不燃性・高耐食性というマルチ機能を持つ画期的な軽量・高強度Mg-Al-Ca-Mn系合金を対象に、マルチ機能マグネシウム合金の材料設計指針の確立と実用化を見据えた基礎技術の開発を行う。	熊本大学 （河村 龍人）	—
混晶エンジニアリングによる超高温耐AlGaInパワー素子の創出	大幅な省エネルギーに貢献する「パワー素子の候補」として、超ワイドギャップ半導体であるAlGaIn混晶を用いた超高温耐パワー素子の研究を行う。同材料の特殊な物性である混晶制御および分極ドープングを利用した新概念の超高温耐・高速パワー素子の創出を目指す。	産業技術総合研究所 （三浦 喜直）	—
ISBT※19の革新による赤外線周波数・常温動作QCLの研究開発	本研究は、半導体のサブバンド間遷移機構の革新と窒化物半導体の導入により、これまで実現が不可能であったテラヘルツ波※20量子カスケードレーザ※21（QCL）の常温動作、ならびに5～12THz、1～3μm帯の赤外線周波数のQCLを実現することを目的とする。これにより、生体センシングやガスセンシング等での社会利用の拡大を目指す。	理化学研究所 （平山 秀樹）	企業等：1
積層造形によるAI合金の熱物性と機械的性質の制御に関する研究	本研究では、積層造形用のAI合金を対象に、極低温における熱物性や機械的性質・造形時の凝固割れを支配する因子を解明し、それぞれの制御モデル構築、および制御指針の獲得を目指す。さらに、モデル式からマテリアルズ・インフォマティクス技術による新規合金創出を目指す。	川崎重工業（株） （森橋 遼）	—
脳科学とAIによる精神状態、認知能力の最適化に関する基礎研究	不安、落ちつき、感情といった精神状態の揺らぎは認知能力に影響する。本研究では脳科学とAI技術を融合させ、行動・生体情報から精神状態を推定し、より良い精神状態に誘導することで認知能力を向上させる視覚刺激提示AIの研究開発に取り組む。	（株）KDDI総合研究所 （小林 亜介）	公的研究機関：1

※19 ISBT：Inter Sub-Band Transition（サブバンド間遷移）の略。量子井戸中に形成されたエネルギー準位の遷移のこと。厚みにより遷移エネルギーが決まることから、複数の結晶層をもつ材料の周期的な薄層等により、同じ材料系で広範囲な波長の光を発振できる。
※20 テラヘルツ波：電波のような透過性とレーザ光線のような直進性を兼ね備えた電磁波。
※21 量子カスケードレーザ：単一の電子から複数の光子が放出される「量子カスケード」過程を利用することで、通常の半導体レーザより強い強度のレーザを発振する半導体レーザ。

採択後の状況（R6.3時点）

R5.9.26 サイトビジット

防衛装備庁側の参加者

機密性2情報
(学内限定情報)

サイトビジットの内容

- ◇ 研究代表者による計画概要のプレゼンテーション（30分程度）
 - ・ 5年間の実施計画、最終目標の提示（定量的評価が可能な目標）
 - ・ 上記を踏まえた令和5年度、令和6年度実施内容、達成目標の提示
 - ・ 実施に向けた体制の整備状況（人員、研究施設（※）、分担機関との連携等）の説明
※研究に使用する施設や導入予定の研究機器についても説明
- ◇ 計画に関するディスカッション（1時間程度）
 - ・ 制度趣旨を踏まえた実施計画へのコメント
 - ・ 研究実施内容、最終目標に関する認識の共有化
- ◇ 施設見学等（使用される器材の確認）

R5.9-10 業務計画書の提出

R5.11 契約手続き、研究開始

R6.2.19 サイトビジット

防衛装備庁側の参加者

- ◇ 研究代表者による計画概要のプレゼンテーション（30分程度）
 - ・ 令和5年度の進捗状況報告
 - ・ 5年間の実施計画、最終目標の確認
 - ・ 上記を踏まえた令和6年度実施内容、達成目標の提示
 - ・ 実施に向けた体制の整備状況（人員、研究施設）の説明
- ◇ 能登半島地震における北海道大学病院DMAT (Disaster Medical Assistance Team) 活動報告（ 医学班長）（15分程度）
- ◇ 計画に関するディスカッション（1時間程度）
 - ・ 制度趣旨を踏まえた進捗状況・実施計画へのコメント
 - ・ 研究実施内容、最終目標に関する認識の共有化

【取扱い・通知発出時（R4.11-）】

- R5.1.8 防衛の助成金、受けるべきか 歓迎と懸念 揺れる北海道大学（毎日新聞）
- R5.1.23 北大、軍民両用研究に事前審査制度 軍事に道開く懸念も
「軍民分離」揺れる学内 北大、両用研究に審査制 成果転用を危惧／技術推進期待も
（北海道新聞）
- R5.1.23 “軍事利用”研究に北大が審査制度導入 懸念指摘も（NHK北海道）
- R5.1.25 <社説> 北大の研究審査 軍事への歯止め明確に（北海道新聞）

【採択結果公表後（R5.8-）】

- R5.8.10 北大と北見工大に軍事応用研究助成 防衛装備庁（北海道新聞）
- R5.8.26 軍事応用研究、大学の応募倍増 学術会議の姿勢修正後（産経新聞）
※本学への取材無し
- R5.9.5 <社説> 「軍事研究」支援 学問の自由侵す危うさ（北海道新聞）
- R5.12.30 応募が可能になった北大 科学者の“拒否”決意は？（報道の日2023）（TBS）
※本学への取材無し（研究者個人に取材）
- R6.2.21 “軍事”と“民事”の研究資金 あいまいな境界線 研究者で賛否（HBC北海道放送）
※本学への取材無し（研究者個人に取材）

研究インテグリティ委員会名簿

令和4年10月1日現在（8名）

氏 名	所属・役職等	任 期	備 考
増田 隆夫	理事（研究担当）		第3条第1項第1号
行松 泰弘	理事（リスク管理担当）		第3条第1項第1号
		令和6年3月31日	第3条第1項第2号
		令和6年3月31日	第3条第1項第3号
		令和6年3月31日	第3条第1項第4号
原田 直基	研究推進部長		第3条第1号第5号
大林 明彦	産学・地域協働推進機構 教授 （輸出管理、機微情報）	令和6年3月31日	第3条第1項第6号
石井 哲也	安全衛生本部 教授 （倫理・デュアルユース）	令和6年3月31日	第3条第1項第6号

国立大学法人北海道大学研究インテグリティ委員会規程

(設置)

第1条 国立大学法人北海道大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人北海道大学組織規則（平成16年海大達第31号）第17条の規定に基づき、本学における研究の健全性及び公正性（以下「研究インテグリティ」という。）を自律的に確保するため、研究インテグリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究インテグリティの確保に係る取組の推進に関する事項
- (2) 研究の国際化等に伴うリスク（次号及び第4号において「研究リスク」という。）の管理に関する事項
- (3) 研究リスクの審査に関する事項
- (4) その他研究インテグリティ及び研究リスクに関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総長が指名する理事
 - (2) 法学研究科、教育学研究院、メディア・コミュニケーション研究院、経済学研究院、文学研究院、公共政策学連携研究部及びスラブ・ユーラシア研究センターの教授のうちから 1名
 - (3) 水産科学研究院、地球環境科学研究院、理学研究院、農学研究院、先端生命科学研究院、工学研究院、獣医学研究院、情報科学研究院、低温科学研究所、電子科学研究所、触媒科学研究所、人獣共通感染症国際共同研究所及び情報基盤センターの教授のうちから 1名
 - (4) 薬学研究院、保健科学研究院、医学研究院、歯学研究院、遺伝子病制御研究所及び病院の教授のうちから 1名
 - (5) 研究推進部長
 - (6) その他総長が必要と認めた者
- 2 前項第2号から第4号まで及び第6号の委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第4号まで及び第6号の委員の任期は、2年以内とする。
2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。
2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。
3 委員は、利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は

意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門的事項を審議及び調査検討するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 委員会は、その定めるところにより、専門委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

3 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、研究推進部研究振興企画課研究公正推進室において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月26日

役員会決定

北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針

科学技術・イノベーションを創出していくためには、オープンサイエンスを原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を推進していく必要がある。同時に、近年の研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境となる基盤の価値が損なわれる懸念や科学者（※）が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、国際協力及び国際交流を進めていく上で不可欠となっている。

「北海道大学における科学者の行動規範」では、“科学・技術の発展と科学者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提としてはじめて社会的認知を得ることができる。それゆえ、科学者は研究活動においてその透明性を維持し、社会に対する説明責任を果たすとともに、厳しく高い倫理観を要求されていることを常に自覚しなければならない。”と掲げている。

また、「北海道大学行動規範」では、“大学が果たすべき役割は、国際化と社会的要請に応えるものとして、ますます多様化”しており、北海道大学人が守るべきこととして“倫理・コンプライアンスの徹底”を求めている。

これらのことを踏まえ、「北海道大学憲章」を構成する上記の行動規範に基づき、科学者及び本学における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保するため、以下の基本方針を定める。

1. 科学者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくため、本学及び研究資金配分機関等に対して必要な情報の適切な申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む。）を行う。
2. 本学は、所属する科学者の研究インテグリティを確保するための体制を構築し、必要な情報の申告を受けるとともに、適切なマネジメントを行う。特に、軍事・防衛を所管する国内外の機関等との研究の取扱いについては別に定める。
3. 研究資金配分機関等から研究インテグリティの確保に係る要請等が行われた際は、科学者と関係する職員が協力し、関係法令及び学内諸規定等を遵守し、適切に対応する。

※科学者とは：「北海道大学における科学者の行動規範」に定義されている研究者、専門職業者を指し、教職員だけでなく本学に所属し研究活動を行う全ての者を対象とする。

令和4年9月26日
役 員 会 決 定

国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い

研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していく中で、開放性、透明性を尊重するとともに、社会に対する説明責任に係る対応が求められており、研究活動の状況に応じた適切なマネジメントが必要となっている。

このため、北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針及び「北海道大学における科学者の行動規範」に基づき、標記研究に関して以下の通り取扱うこととする。

1. 本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のために行うものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない。
2. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供（再委託を含む。）を受けて研究を行う場合は、別に定める委員会において審査を受けなければならない。
3. 審査は、“明白に民生的研究を加速する研究”であり、かつ“研究の自由及び研究成果の公開が確保されている”等の観点により行う。

海大研第21号

令和4年11月8日

各部局等の長 殿

理事 増田 隆 夫

国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱いについて（通知）

研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していく中で、開放性、透明性を尊重するとともに、社会に対する説明責任に係る対応が求められており、研究活動の状況に応じた適切なマネジメントが必要になっていることを踏まえ、令和4年9月26日付け役員会決定「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」のとおり取り扱うこととしています。

ついては、国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供（再委託を含む。）を受けて研究を行う場合の審査手続きに関して、下記のとおり取り扱いますので、適切に対応いただくよう周知願います。

記

（1）事前相談

- ・軍事・防衛機関との研究（資金提供）に関して、本件担当へメールにてご相談願います。
- ・以下 a～c に該当する機関等との研究（資金提供）を行う場合は、事前に審査を行います。
 - a. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関から資金提供を受けて研究を行う場合（受託・共同研究等）
 - b. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関から委託を受けた機関から再委託として資金提供を受けて研究を行う場合（受託・共同研究、寄附金等）
 - c. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関の資金提供プログラム等に応募する場合（受託研究、助成金等）
- ・上記の他、資金提供以外の形態による案件や、マルチユース研究の実施等に際しての相談等がありましたら、本件担当までお問い合わせ願います。

(2) 応募・受入前の審査

①審査依頼

応募・受入の2か月前までを目安に、「審査用様式」と「研究内容等が分かる書類」「資金の性質等が分かる書類」を提出願います。

なお、「審査用様式」(別紙参照)は審査を希望する場合にお送りしますので、本件担当までお問い合わせ願います。

②受入等の可否を審査

提出書類をもとに、研究インテグリティ委員会において審査(1か月程度を想定)を行います。

③審査結果通知

応募・受入の概ね1か月前までに、研究者に対し、当該研究の実施について、審査結果等(研究資金受入等の可否、受入時の条件・留意事項等)を通知します。

④情報提供

研究者の所属部局等の長に対し、審査結果等を情報提供します。

(3) 研究実施中の状況確認等

実施する場合、実施中の相談対応や、定期的に受入時の条件等への対応状況を確認し、継続実施に係る審査等を行います。

【本件担当】

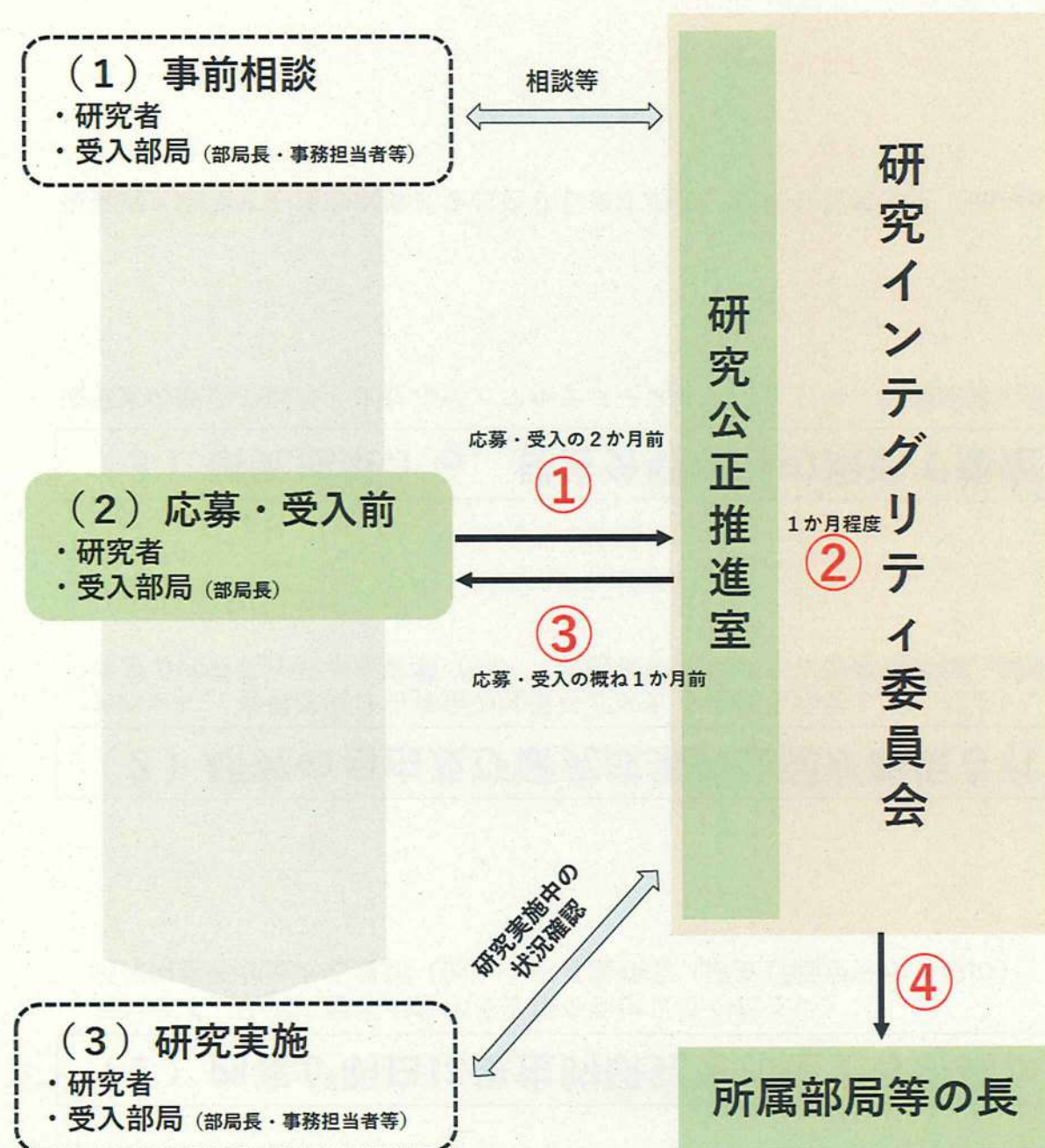
研究推進部研究振興企画課研究公正推進室

研究公正担当

内線：■■■■

E-mail : integrity@research.hokudai.ac.jp

軍事・防衛を所管する機関等との研究（資金提供）に係る審査等対応



(1) 事前相談

○資金提供等について相談

- ・ 軍事・防衛機関との研究（資金提供）に関する相談を受付
- ・ a～cに該当する機関等との研究（資金提供）の場合、（2）の審査へ
 - a. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関から資金提供を受けて研究を行う場合（受託・共同研究等）
 - b. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関から委託を受けた機関から再委託として資金提供を受けて研究を行う場合（受託・共同研究、寄附金等）
 - c. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関の資金提供プログラム等に応募する場合（受託研究、助成金等）
- ・ 資金提供以外の案件（マルチユース研究の実施等）も、審査の対象ではないが、相談を受付

(2) 応募・受入前の審査

①審査依頼

※応募・受入の2か月前を目安とする

（提出書類の例）

- ・ 審査用様式
- ・ 研究内容等が分かる書類：応募書類等（研究計画が分かるもの）、契約書（案）等
- ・ 資金の性質等が分かる書類：資金提供プログラムの募集要領等

②受入等の可否を審査 ※1か月程度を想定

（審査の観点）

- ・ 内容が明白に民生的研究を加速する研究か
⇒ 研究内容（研究の目的・方法・応用の妥当性）
- ・ 研究の自由及び研究成果の公開が確保されているか
⇒ 研究環境への影響（研究の自由）、研究成果の公開性の担保（研究成果の公開）
- ・ 軍事利用に限定した研究となっていないか
⇒ 軍事利用に限定した研究の有無（軍事研究の禁止）

③審査結果通知

※応募・受入の概ね1か月前

○研究者に対し、当該研究の実施について審査結果等を通知

- ・ 審査結果等：研究資金受入等の可否、受入時の条件・留意事項等

④情報提供

○所属部局等の長に対し、審査結果等を情報提供

(3) 研究実施中の状況確認（実施する場合）

○継続実施に係る審査

- ・ 受入時の条件等への対応状況の確認

○実施中の相談対応等

審査用様式（記載・提出を依頼する事項等）

（１）内容が明白に民生的研究を加速する研究か

あわせて、研究内容等が分かる書類を添付してください。

- ・研究内容等が分かる書類（例）：応募書類等（研究計画が分かるもの）、契約書（案）等

（２）研究の自由及び研究成果の公開が確保されているか

あわせて、提供を受ける資金の性質等が分かる書類を添付してください。

- ・資金の性質等が分かる書類（例）：資金提供プログラムの募集要領、契約書（案）等

（３）研究成果から、民生分野以外の用途で想定するものはあるか

※審査の観点ではありませんが、マルチユースを前提として、開発研究の重要性を認識するために伺うものです。

※審査を希望する場合は様式をお送りしますので、研究公正推進室（integrity@research.hokudai.ac.jp）までお問い合わせ願います。

「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に係る審査要領

令和5年3月28日

研究インテグリティ委員会決定

令和5年6月26日 一部改正

国立大学法人北海道大学研究インテグリティ委員会規程（以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、規程第2条に係る研究リスクの審査に関する事項のうち、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」（令和4年9月26日付け役員会決定、以下「取扱い」という。）に係る審査については、以下の要領に従い行うこととする。

1. 審査方針

取扱いにあるとおり、「本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のために行うものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない。」こととしている。研究インテグリティ委員会（以下「委員会」という。）における審査では、国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供（再委託を含む。）を受けて研究を行う場合について、「内容が明白に民生的研究を加速する研究」であり、かつ「研究の自由及び研究成果の公開が確保されている」等の観点を確認し、その研究が取扱いに合致するものか、応募・受入等の可否とあわせて判断する。

2. 審査方法

（1）審査形態

- ①規程第6条に基づき、委員会の議事として審査を行う。
- ②委員会による審査は、対面での開催を原則とする。
- ③委員会による審査は、非公開とする。
- ④規程第7条に基づき、審査対象の研究内容を踏まえ、審査に際して、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- ⑤審査に係る情報は、「国立大学法人北海道大学の研究活動における秘密情報管理に関する要項」（令和4年12月22日付け総長裁定）に基づき、関係者外秘情報（「機密性3」相当）として適切に取り扱う。

（2）審査手順

- ①研究者又は研究者の所属する部局等の長（以下「申請者等」という。）は、原則、応募・受入の2か月前までを目安に、審査に係る以下の書類を研究公正推進室へ提出する。
 - ・審査用様式
 - ・研究内容等が分かる書類：応募書類等（研究内容等が分かるもの）、契約書（案）等
 - ・資金の性質等が分かる書類：資金提供プログラムの募集要領等

- ②研究公正推進室は、審査に係る書類をあらかじめ委員に配付する。
- ③委員は、審査に係る書類を確認し、以下の観点について満たしているか確認、及び理由等のコメントを別途定める審査票に記載し、研究公正推進室へ提出する。
- ・内容が明白に民生的研究を加速する研究か
(例) 研究内容等から、例えば、“民生分野での活用が期待される研究”や“研究者自身の研究テーマを進展させる研究（自身の研究活動に有益なもの）”なのか、当該資金提供による研究の目的・方法・応用の妥当性を確認
 - ・研究の自由及び研究成果の公開が確保されているか
(例) 資金の性質等から、研究資金の提供を受けることによる研究環境への影響の有無、研究成果の公開に支障は生じないか確認
 - ・軍事利用に限定した研究ではないと言えるか
(例) 上記2つの観点を満たした上で、現状で研究成果の民生分野以外での用途として懸念されるものがあるか、ある場合はその懸念への対策を踏まえた研究となっているかを確認
- ④研究公正推進室は、委員から提出された審査票をとりまとめる。
- とりまとめた内容を踏まえ、委員長は、必要に応じて、申請者等に質問（文書又は委員会でのヒアリング）することができる。得られた回答は、審査に係る書類とする。
- ⑤委員会は、審査に係る書類提出後1か月程度の期間内に開催し、合議により、審査対象の研究内容が取扱いに合致しているか、応募・受入等の可否とあわせて判断する。

(3) 審査結果通知

- ①委員会は、応募・受入等の概ね1か月前までに、(2)の審査結果に係る、以下の内容を申請者等に通知する。
- ・応募・受入等の可否
 - ・上記にあたっての条件・留意事項等
- ②委員会は、申請者等が研究者の場合、研究者の所属する部局等の長に、審査結果等を通知（情報提供）する。

3. その他

- ①審査結果を受けて応募・受入等を進める場合は、他の諸規程に従い行う。
- ②審査を経て研究を行うこととなった場合、以下について、申請者は委員会による審査（フォローアップ）を受ける。審査（フォローアップ）は、2（2）の審査手順に準じて行う。
- ・審査時から研究の内容に変更が生じる場合
 - ・翌年度の継続を希望する場合【継続の可否】
 - ・研究を終了する場合【終了時のフォローアップ】

審査票

委員名	
-----	--

【審査の観点】

内容が明白に民生的研究を加速する研究か

☒ はい ☐ いいえ

(理由等)

研究の自由及び研究成果の公開が確保されているか

☒ はい ☐ いいえ

(理由等)

軍事利用に限定した研究ではないと言えるか

☒ はい ☐ いいえ

(理由等)

応募等の可否

☒ 可 ☐ 否

(理由等)

【その他コメント等がありましたら、以下欄に記載願います】

令和5年度 第4回 研究インテグリティ委員会議事要旨

日 時：令和6年3月26日（火）13：00 ～ 15：00

令和6年3月27日（水）9：00 ～ 11：30

場 所：事務局3階 大会議室

出席者：増田、行松、XXXXXXXXXX、原田、石井、大林 各委員

議 事

議題1. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供に係る審査について

（資料1-1～4）

26日、事務局から、審査資料と審査票のとりまとめ結果、事前質問事項及び申請者からの追加資料について説明が行われた後、申請者が入室しヒアリングを行った。

ヒアリングを行った後、審査票の評価内容の確認を行い、27日に審査結果について審議を行った。

審議の結果、審査の観点について満たしていると判断し、本件について、応募を可と判断することとした。

なお、事前質問への回答を含むヒアリングを踏まえ、軍事応用の可能性や民生分野以外で懸念される用途について、現在の状況での申請者の想定と対応は妥当と判断されたものの、継続して研究活動の状況をモニタリングし、研究の内容に変更が生じる場合等の状況に応じて再審査（フォローアップ）を行う必要があることが確認された。

そのため、研究代表者及びすべての研究分担者より、以下の内容を盛り込んだ誓約書に署名のうえ提出させることを、応募に際しての条件として付すこととした。

- ・北海道大学における研究インテグリティの確保に係る基本方針及び国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱いを遵守すること
- ・防衛装備庁から情報開示や研究計画変更等の要請があった場合に、速やかに研究公正推進室に申告すること
- ・研究活動の状況に応じて再審査（フォローアップ）を受けることについて承諾すること

また、本研究が採択された場合は複数の機関との共同研究を予定していることから、知財の帰属や使用制限等に関して継続して確認していくため、採択時に知財に関する合意文書を取り交わすことを条件として付すこととした。

議題2. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供に係る審査について

(資料2-1~4)

26日、事務局から、審査資料と審査票のとりまとめ結果、事前質問事項及び申請者からの追加資料について説明が行われた後、申請者が入室しヒアリングを行った。

ヒアリングを行った後、審査票の評価内容の確認を行い、27日に審査結果について審議を行った。

審議の結果、審査の観点について満たしていると判断し、本件申について、応募を可と判断することとした。

なお、事前質問への回答を含むヒアリングを踏まえ、軍事応用の可能性や民生分野以外で懸念される用途について、現在の状況での申請者の想定と対応は妥当と判断されたものの、継続して研究活動の状況をモニタリングし、研究の内容に変更が生じる場合等の状況に応じて再審査（フォローアップ）を行う必要があることが確認された。

そのため、研究代表者及びすべての研究分担者より、以下の内容を盛り込んだ誓約書に署名のうえ提出させることを、応募に際しての条件として付すこととした。

- ・北海道大学における研究インテグリティの確保に係る基本方針及び国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱いを遵守すること
- ・防衛装備庁から情報開示や研究計画変更等の要請があった場合に、速やかに研究公正推進室に申告すること
- ・研究活動の状況に応じて再審査（フォローアップ）を受けることについて承諾すること

また、本研究が採択された場合は複数の機関との共同研究を予定していることから、知財の帰属や使用制限等に関して継続して確認していくため、採択時に知財に関する合意文書を取り交わすことを条件として付すこととした。

議題3. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供に係る審査について

(資料3-1~5)

27日、事務局から、審査資料と審査票のとりまとめ結果、事前質問事項及び申請者からの追加資料について説明が行われた後、申請者が入室しヒアリングを行った。

ヒアリングを行った後、審査票の評価内容の確認を行い、審査結果について審議を行った。

審議の結果、審査の観点について満たしていると判断し、本件について、継続実施を可と判断することとした。

なお、事前質問への回答を含むヒアリングを踏まえ、軍事応用の可能性や民生分野以外で懸念

される用途について、現在の状況での申請者の想定と対応は妥当と判断されたものの、継続して研究活動の状況をモニタリングし、研究の内容に変更が生じる場合等の状況に応じて再審査（フォローアップ）を行う必要があることが確認された。

そのため、研究分担者を追加する場合は、追加前までに、当該研究分担者より以下の内容を盛り込んだ誓約書に署名のうえ提出させることを、継続に際しての条件として付すこととした。

- ・北海道大学における研究インテグリティの確保に係る基本方針及び国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱いを遵守すること
- ・防衛装備庁から情報開示や研究計画変更等の要請があった場合に、速やかに研究公正推進室に申告すること
- ・研究活動の状況に応じて再審査（フォローアップ）を受けることについて承諾すること

議題4.「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」について（資料4）

事務局から、資料に基づき説明があり、審査時期や審査書類等今後の審査手続きの改善案に関して審議を行った。

審議した結果、審査時期については了承され、審査書類等については引き続き検討することとした。

（主な意見等）



令和6年度 第1回研究インテグリティ委員会

日 時：令和6年7月10日（水）9：00 ～ 11：30

場 所：事務局2階 大会議室

【議題】

1. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供に係る審査について
(情報科学研究所：1件)・・・・・・・・・・資料1-1～4

【報告】

1. 「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に基づく審査を行った研究課題の状況について・・・・・・・・・・資料2-1
・・・・・・・・・・資料2-2
2. 最近の研究インテグリティ関係の動向について

(参考資料)

1. 研究インテグリティ委員会委員名簿
2. 国立大学法人北海道大学研究インテグリティ委員会規程
3. 北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針
4. 国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い
5. 国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱いについて（通知）
6. 「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に係る審査要領

研究インテグリティ委員会名簿

令和6年7月1日現在（9名）

氏 名	所属・役職	任 期	備 考
瀬戸口 剛	理事		第3条第1項第1号
行松 泰弘	理事		第3条第1項第1号
		令和8年3月31日	第3条第1項第2号
		令和8年3月31日	第3条第1項第3号
		令和8年3月31日	第3条第1項第4号
辻山 隆	研究推進部長		第3条第1号第5号
石井 哲也	安全衛生本部 教授	令和8年3月31日	第3条第1項第6号
大林 明彦	大学院工学研究院 客員教授	令和7年3月31日	第3条第1項第6号
井内 健介	産学・地域協働推進機構 教授	令和8年3月31日	第3条第1項第6号

国立大学法人北海道大学研究インテグリティ委員会規程

(設置)

第1条 国立大学法人北海道大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人北海道大学組織規則（平成16年海大達第31号）第17条の規定に基づき、本学における研究の健全性及び公正性（以下「研究インテグリティ」という。）を自律的に確保するため、研究インテグリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究インテグリティの確保に係る取組の推進に関する事項
- (2) 研究の国際化等に伴うリスク（次号及び第4号において「研究リスク」という。）の管理に関する事項
- (3) 研究リスクの審査に関する事項
- (4) その他研究インテグリティ及び研究リスクに関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総長が指名する理事
- (2) 法学研究科、教育学研究院、メディア・コミュニケーション研究院、経済学研究院、文学研究院、公共政策学連携研究部及びスラブ・ユーラシア研究センターの教授のうちから 1名
- (3) 水産科学研究院、地球環境科学研究院、理学院、農学院、先端生命科学研究院、工学研究院、獣医学研究院、情報科学研究院、低温科学研究所、電子科学研究所、触媒科学研究所、人獣共通感染症国際共同研究所及び情報基盤センターの教授のうちから 1名
- (4) 薬学院、保健科学研究院、医学研究院、歯学院、遺伝子病制御研究所及び病院の教授のうちから 1名
- (5) 研究推進部長
- (6) その他総長が必要と認めた者

2 前項第2号から第4号まで及び第6号の委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第4号まで及び第6号の委員の任期は、2年以内とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

3 委員は、利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は

意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門的事項を審議及び調査検討するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 委員会は、その定めるところにより、専門委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

3 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、研究推進部研究振興企画課研究公正推進室において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月26日

役員会決定

北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針

科学技術・イノベーションを創出していくためには、オープンサイエンスを原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を推進していく必要がある。同時に、近年の研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境となる基盤の価値が損なわれる懸念や科学者（※）が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、国際協力及び国際交流を進めていく上で不可欠となっている。

「北海道大学における科学者の行動規範」では、“科学・技術の発展と科学者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提としてはじめて社会的認知を得ることができる。それゆえ、科学者は研究活動においてその透明性を維持し、社会に対する説明責任を果たすとともに、厳しく高い倫理観を要求されていることを常に自覚しなければならない。”と掲げている。

また、「北海道大学行動規範」では、“大学が果たすべき役割は、国際化と社会的要請に応えるものとして、ますます多様化”しており、北海道大学人が守るべきこととして“倫理・コンプライアンスの徹底”を求めている。

これらのことを踏まえ、「北海道大学憲章」を構成する上記の行動規範に基づき、科学者及び本学における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保するため、以下の基本方針を定める。

1. 科学者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくため、本学及び研究資金配分機関等に対して必要な情報の適切な申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む。）を行う。
2. 本学は、所属する科学者の研究インテグリティを確保するための体制を構築し、必要な情報の申告を受けるとともに、適切なマネジメントを行う。特に、軍事・防衛を所管する国内外の機関等との研究の取扱いについては別に定める。
3. 研究資金配分機関等から研究インテグリティの確保に係る要請等が行われた際は、科学者と関係する職員が協力し、関係法令及び学内諸規定等を遵守し、適切に対応する。

※科学者とは：「北海道大学における科学者の行動規範」に定義されている研究者、専門職業者を指し、教職員だけでなく本学に所属し研究活動を行う全ての者を対象とする。

令和4年9月26日

役員会決定

国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い

研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していく中で、開放性、透明性を尊重するとともに、社会に対する説明責任に係る対応が求められており、研究活動の状況に応じた適切なマネジメントが必要となっている。

このため、北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針及び「北海道大学における科学者の行動規範」に基づき、標記研究に関して以下の通り取扱うこととする。

1. 本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のために行うものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない。
2. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供（再委託を含む。）を受けて研究を行う場合は、別に定める委員会において審査を受けなければならない。
3. 審査は、“明白に民生的研究を加速する研究”であり、かつ“研究の自由及び研究成果の公開が確保されている”等の観点により行う。

海大研第21号

令和4年11月8日

各部局等の長 殿

理事 増田 隆 夫

国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱いについて（通知）

研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していく中で、開放性、透明性を尊重するとともに、社会に対する説明責任に係る対応が求められており、研究活動の状況に応じた適切なマネジメントが必要になっていることを踏まえ、令和4年9月26日付け役員会決定「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」のとおり取り扱うこととしています。

ついては、国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供（再委託を含む。）を受けて研究を行う場合の審査手続きに関して、下記のとおり取り扱いますので、適切に対応いただくよう周知願います。

記

（1）事前相談

- ・軍事・防衛機関との研究（資金提供）に関して、本件担当へメールにてご相談願います。
- ・以下 a～c に該当する機関等との研究（資金提供）を行う場合は、事前に審査を行います。
 - a. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関から資金提供を受けて研究を行う場合（受託・共同研究等）
 - b. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関から委託を受けた機関から再委託として資金提供を受けて研究を行う場合（受託・共同研究、寄附金等）
 - c. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関の資金提供プログラム等に応募する場合（受託研究、助成金等）
- ・上記の他、資金提供以外の形態による案件や、マルチユース研究の実施等に際しての相談等がありましたら、本件担当までお問い合わせ願います。

(2) 応募・受入前の審査

①審査依頼

応募・受入の2か月前までを目安に、「審査用様式」と「研究内容等が分かる書類」「資金の性質等が分かる書類」を提出願います。

なお、「審査用様式」(別紙参照)は審査を希望する場合にお送りしますので、本件担当までお問い合わせ願います。

②受入等の可否を審査

提出書類をもとに、研究インテグリティ委員会において審査(1か月程度を想定)を行います。

③審査結果通知

応募・受入の概ね1か月前までに、研究者に対し、当該研究の実施について、審査結果等(研究資金受入等の可否、受入時の条件・留意事項等)を通知します。

④情報提供

研究者の所属部局等の長に対し、審査結果等を情報提供します。

(3) 研究実施中の状況確認等

実施する場合、実施中の相談対応や、定期的に受入時の条件等への対応状況を確認し、継続実施に係る審査等を行います。

【本件担当】

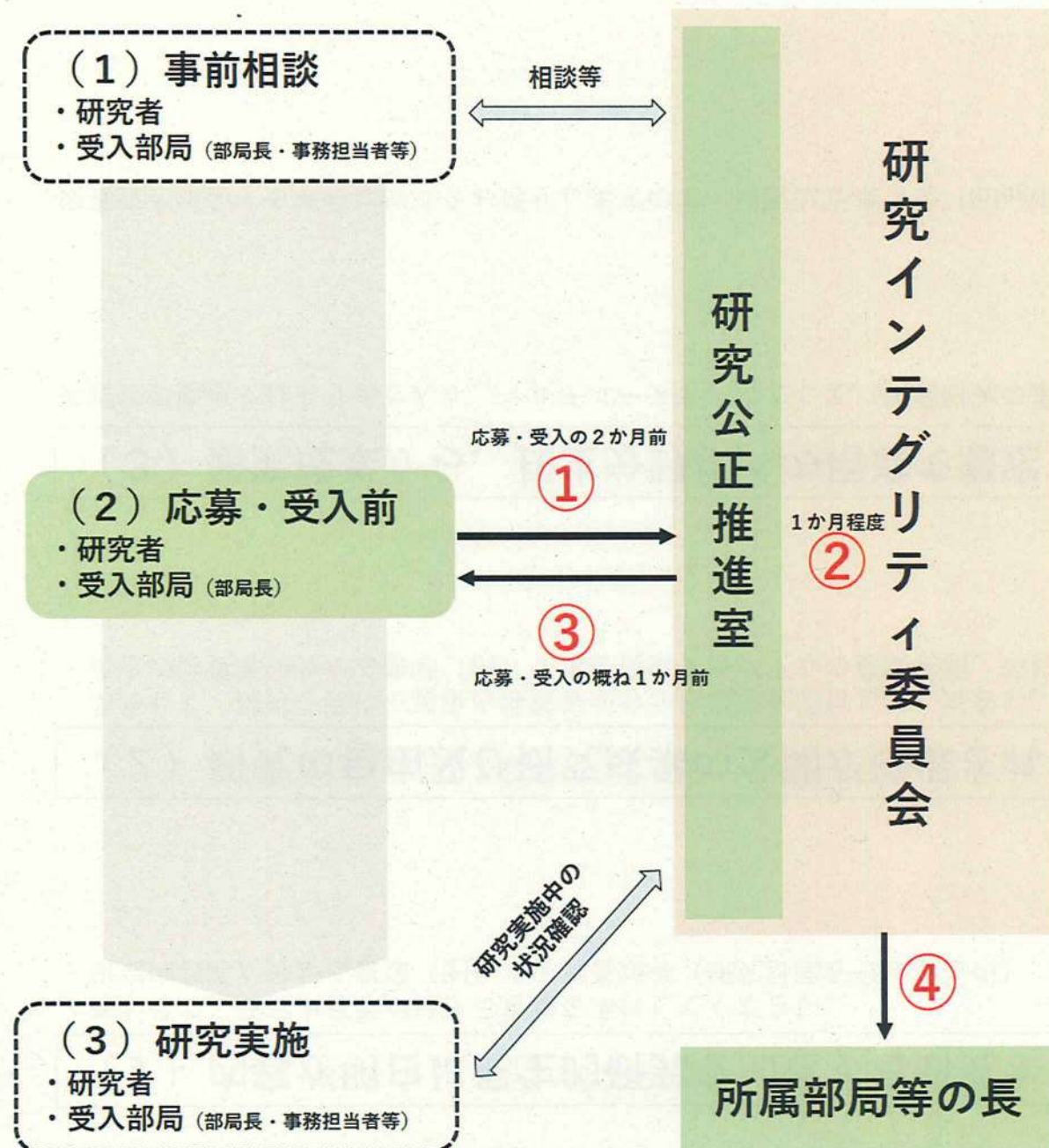
研究推進部研究振興企画課研究公正推進室

研究公正担当

内線：■■■■

E-mail : integrity@research.hokudai.ac.jp

軍事・防衛を所管する機関等との研究（資金提供）に係る審査等対応



(1) 事前相談

○資金提供等について相談

- ・ 軍事・防衛機関との研究（資金提供）に関する相談を受付
- ・ a～cに該当する機関等との研究（資金提供）の場合、（2）の審査へ
 - a. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関から資金提供を受けて研究を行う場合（受託・共同研究等）
 - b. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関から委託を受けた機関から再委託として資金提供を受けて研究を行う場合（受託・共同研究、寄附金等）
 - c. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関の資金提供プログラム等に応募する場合（受託研究、助成金等）
- ・ 資金提供以外の案件（マルチユース研究の実施等）も、審査の対象ではないが、相談を受付

(2) 応募・受入前の審査

①審査依頼

※応募・受入の2か月前を目安とする

（提出書類の例）

- ・ 審査用様式
- ・ 研究内容等が分かる書類：応募書類等（研究計画が分かるもの）、契約書（案）等
- ・ 資金の性質等が分かる書類：資金提供プログラムの募集要領等

②受入等の可否を審査 ※1か月程度を想定

（審査の観点）

- ・ 内容が明白に民生的研究を加速する研究か
⇒ 研究内容（研究の目的・方法・応用の妥当性）
- ・ 研究の自由及び研究成果の公開が確保されているか
⇒ 研究環境への影響（研究の自由）、研究成果の公開性の担保（研究成果の公開）
- ・ 軍事利用に限定した研究となっていないか
⇒ 軍事利用に限定した研究の有無（軍事研究の禁止）

③審査結果通知

※応募・受入の概ね1か月前

○研究者に対し、当該研究の実施について審査結果等を通知

- ・ 審査結果等：研究資金受入等の可否、受入時の条件・留意事項等

④情報提供

○所属部局等の長に対し、審査結果等を情報提供

(3) 研究実施中の状況確認（実施する場合）

○継続実施に係る審査

- ・ 受入時の条件等への対応状況の確認

○実施中の相談対応等

審査用様式（記載・提出を依頼する事項等）

（１）内容が明白に民生的研究を加速する研究か

あわせて、研究内容等が分かる書類を添付してください。

- ・研究内容等が分かる書類（例）：応募書類等（研究計画が分かるもの）、契約書（案）等

（２）研究の自由及び研究成果の公開が確保されているか

あわせて、提供を受ける資金の性質等が分かる書類を添付してください。

- ・資金の性質等が分かる書類（例）：資金提供プログラムの募集要領、契約書（案）等

（３）研究成果から、民生分野以外の用途で想定するものはあるか

※審査の観点ではありませんが、マルチユースを前提として、開発研究の重要性を認識するために伺うものです。

※審査を希望する場合は様式をお送りしますので、研究公正推進室（integrity@research.hokudai.ac.jp）までお問い合わせ願います。

「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に係る審査要領

令和5年3月28日

研究インテグリティ委員会決定

令和5年6月26日 一部改正

国立大学法人北海道大学研究インテグリティ委員会規程（以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、規程第2条に係る研究リスクの審査に関する事項のうち、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」（令和4年9月26日付け役員会決定、以下「取扱い」という。）に係る審査については、以下の要領に従い行うこととする。

1. 審査方針

取扱いにあるとおり、「本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のために行うものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない。」こととしている。研究インテグリティ委員会（以下「委員会」という。）における審査では、国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供（再委託を含む。）を受けて研究を行う場合について、「内容が明白に民生的研究を加速する研究」であり、かつ「研究の自由及び研究成果の公開が確保されている」等の観点を確認し、その研究が取扱いに合致するものか、応募・受入等の可否とあわせて判断する。

2. 審査方法

（1）審査形態

- ①規程第6条に基づき、委員会の議事として審査を行う。
- ②委員会による審査は、対面での開催を原則とする。
- ③委員会による審査は、非公開とする。
- ④規程第7条に基づき、審査対象の研究内容を踏まえ、審査に際して、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- ⑤審査に係る情報は、「国立大学法人北海道大学の研究活動における秘密情報管理に関する要項」（令和4年12月22日付け総長裁定）に基づき、関係者外秘情報（「機密性3」相当）として適切に取り扱う。

（2）審査手順

- ①研究者又は研究者の所属する部局等の長（以下「申請者等」という。）は、原則、応募・受入の2か月前までを目安に、審査に係る以下の書類を研究公正推進室へ提出する。
 - ・審査用様式
 - ・研究内容等が分かる書類：応募書類等（研究内容等が分かるもの）、契約書（案）等
 - ・資金の性質等が分かる書類：資金提供プログラムの募集要領等

- ②研究公正推進室は、審査に係る書類をあらかじめ委員に配付する。
- ③委員は、審査に係る書類を確認し、以下の観点について満たしているか確認、及び理由等のコメントを別途定める審査票に記載し、研究公正推進室へ提出する。
- ・内容が明白に民生的研究を加速する研究か
(例) 研究内容等から、例えば、“民生分野での活用が期待される研究”や“研究者自身の研究テーマを進展させる研究（自身の研究活動に有益なもの）”なのか、当該資金提供による研究の目的・方法・応用の妥当性を確認
 - ・研究の自由及び研究成果の公開が確保されているか
(例) 資金の性質等から、研究資金の提供を受けることによる研究環境への影響の有無、研究成果の公開に支障は生じないか確認
 - ・軍事利用に限定した研究ではないと言えるか
(例) 上記2つの観点を満たした上で、現状で研究成果の民生分野以外での用途として懸念されるものがあるか、ある場合はその懸念への対策を踏まえた研究となっているかを確認
- ④研究公正推進室は、委員から提出された審査票をとりまとめる。
- とりまとめた内容を踏まえ、委員長は、必要に応じて、申請者等に質問（文書又は委員会でのヒアリング）することができる。得られた回答は、審査に係る書類とする。
- ⑤委員会は、審査に係る書類提出後1か月程度の期間内に開催し、合議により、審査対象の研究内容が取扱いに合致しているか、応募・受入等の可否とあわせて判断する。

(3) 審査結果通知

- ①委員会は、応募・受入等の概ね1か月前までに、(2)の審査結果に係る、以下の内容を申請者等に通知する。
- ・応募・受入等の可否
 - ・上記にあたっての条件・留意事項等
- ②委員会は、申請者等が研究者の場合、研究者の所属する部局等の長に、審査結果等を通知（情報提供）する。

3. その他

- ①審査結果を受けて応募・受入等を進める場合は、他の諸規程に従い行う。
- ②審査を経て研究を行うこととなった場合、以下について、申請者は委員会による審査（フォローアップ）を受ける。審査（フォローアップ）は、2（2）の審査手順に準じて行う。
- ・審査時から研究の内容に変更が生じる場合
 - ・翌年度の継続を希望する場合【継続の可否】
 - ・研究を終了する場合【終了時のフォローアップ】

審査票

委員名	
-----	--

【審査の観点】

内容が明白に民生的研究を加速する研究か

☒ はい ☐ いいえ

(理由等)

研究の自由及び研究成果の公開が確保されているか

☒ はい ☐ いいえ

(理由等)

軍事利用に限定した研究ではないと言えるか

☒ はい ☐ いいえ

(理由等)

応募等の可否

☒ 可 ☐ 否

(理由等)

【その他コメント等がありましたら、以下欄に記載願います】

令和6年度 第1回 研究インテグリティ委員会議事要旨

日 時：令和6年7月10日（水）9：00 ～ 10：25

場 所：事務局2階 大会議室

出席者：瀬戸口、行松、[REDACTED]辻山、大林、井内（議題1オブザーバー参加）

欠席者：石井

議 事

議事に先立ち、瀬戸口委員長から、議題1については7月に就任した井内委員は事前審査を行っていないため、オブザーバー参加として進めたい旨発言があった。

議題1. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供に係る審査について

（資料1－1～4）

事務局から、審査資料と審査票のとりまとめ結果、事前質問事項及び申請者からの追加資料について説明が行われた後、申請者が入室しヒアリングを行った。

ヒアリングを行った後、審査票の評価内容の確認を行い、審査結果について審議を行った。

審議の結果、審査の観点について満たしていると判断し、本件について分担者としての参画を可と判断することとした。

なお、事前質問への回答を含むヒアリングにおいて、申請者の担当する研究の範囲及び内容では軍事応用の可能性は低いという申請者の想定と対応は妥当と判断された。

また、本研究が採択された場合、知財や成果が得られた際には産学・地域協働推進機構に相談し、適切な対応を行い公表することを付帯条件とすることとした。

並びに、これまでに審査した課題と同様、採択された場合には継続して研究活動の状況をモニタリングし、研究の内容に変更が生じる際には状況に応じて再審査（フォローアップ）を行う必要があることを確認するとともに、以下の内容についても申請者に伝えることが確認された（最終的な通知文案については、委員長に一任）。

- ・北海道大学における研究インテグリティの確保に係る基本方針及び国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱いを遵守すること
- ・防衛装備庁から情報開示や研究計画変更、ヒアリング実施等の要請があった場合に、速やかに研究公正推進室に申告すること
- ・研究活動の状況に応じて再審査（フォローアップ）を受けることについて承諾すること・社会から誤解を招かないよう、研究内容を外部に説明する際には表現に留意するとともに、研究内容に変更がある場合には、速やかに研究公正推進室に連絡すること

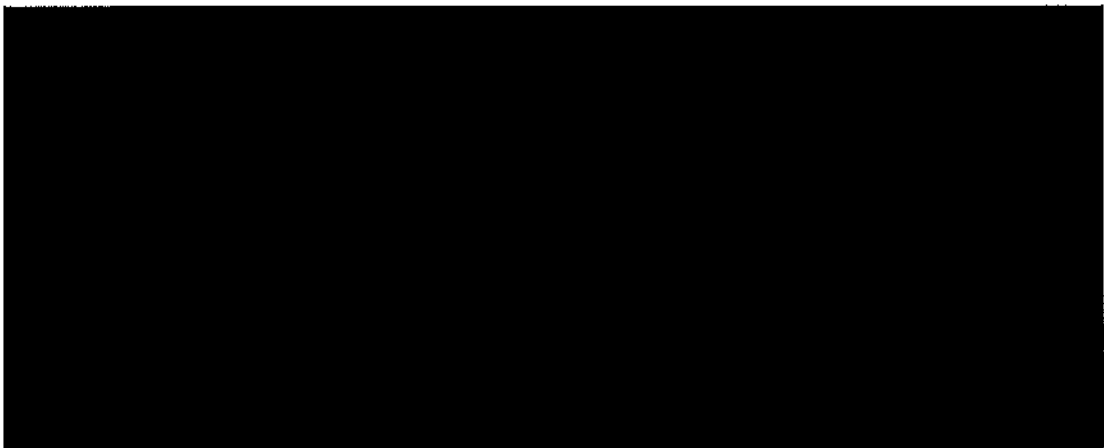
報告1.「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に基づく審査を行った研究課題の状況について

(資料2-1～2)

事務局から、3月に審査を行い条件付き応募可とした研究課題に関して、現在の状況と今後の予定について報告があり、意見交換が行われた。

なお、継続課題については引き続き状況を確認し、新規課題は採択状況を含めてモニタリングする旨報告があった。

(主な意見等)



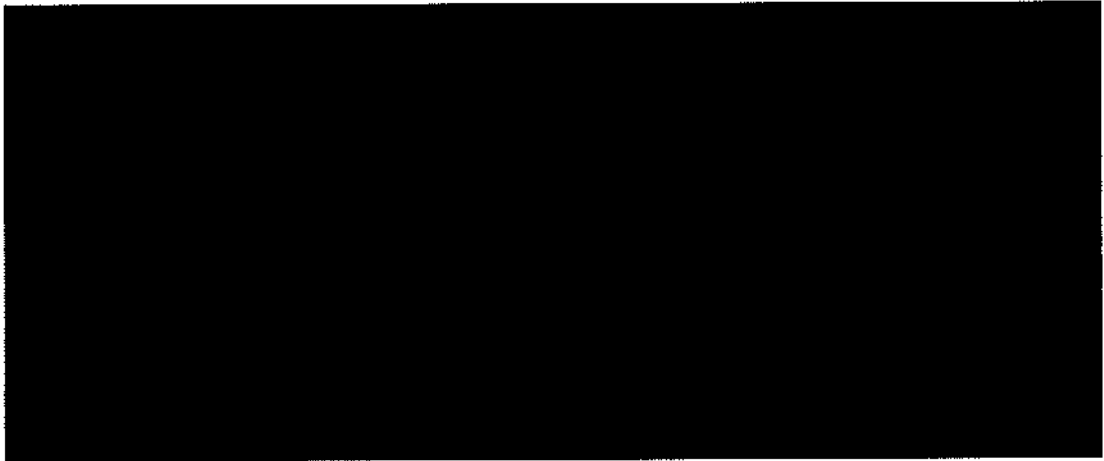
報告2. 最近の研究インテグリティ関係の動向について

事務局から、軍事・防衛を所管とする機関による研究費制度への事前相談状況やその他インテグリティに関する相談事項等について報告があった。

また、議題1において審査した申請が分担者としての参画であったこと等から、今後の審査手続きの改善案に関して意見交換を行い、次回委員会においても引き続き議論することとした。

(主な意見等)





以上